

J・クラッツマン

『フランス農業論』

J. Klatzmann, *L'Agriculture Française*,  
Editions du Seuil, Paris, 1978, 256pp.

是 永 東 彦

一九七三年の石油危機からすでに五年、世界的にみて「高度成長」の時代が終息をとげたことは今日誰の目にも明らかになってきた。フランスにおいても、一九五〇年代末から七〇年代初頭にいたる比較的順調な経済成長のあと、成長率の低下と失業率の上昇があらわれる。こうした景気局面の変化は農業にも様々な影響を与えないではおかまいだろう。

その中で農業政策の分野でも、「農業基本法」(一九六〇年の「農業の方向づけ法」および一九六二年の「補完法」の総称)の見直し作業、さらには新たな基本法の制定という動きが昨年

来みられるのである。ともあれ客観情勢は、第二次大戦後の三〇年間におけるフランス農業を改めて総括してみようとする気運を生みだしているといえよう。

昨年末出版されたクラッツマン教授の『フランス農業論』はこのような課題に応えるものの一つとしてフランスにおいてはまさに時宜に適した本ということになるであろう。

この著者は、一九六八年と一九七七年の二回来日しているの、わが国でも知己が少なくないであろうが、パリにある国立農学院(Institut National Agronomique)の教授で、今日ではフランスの農業経済学の分野における代表的な碩学である。主な著作としては、古くはフランス農業の地域構造を統計的に丹念に分析した『フランスにおける作物および畜産の立地論』(*La Localisation des cultures et des productions animales en France*, 1955)があり、最近のものではフランスの農業政策を批判的に検討した『農業政策——虚像と幻想』(*Les Politiques agricoles. Idées fausses et illusions*, 1972)と世界的な食糧問題を取り扱った『一〇〇億人を養えるか』(*Nourrir dix milliards d'hommes ?*, 1975)などがある。

最初の『立地論』がずっしり重い学位論文であるのに対して、後の二つはやや時論風で、他の多くの研究者の分析をふまえて、自らの論理のもとに総括するという性格がかなり強いとす

れば、今回の『フランス農業論』もこの後の系列に属す著作といつてよい。全体で二五六頁、文章もむしろ軽い印象を与え、われわれ外国人にも読みやすい。しかし、こうした外見上の特徴によってこの本を評価してはならない。実際この小さな本の中に、現在のフランス農業についての全体像とその直面する諸問題の明快な分析が提示されているとともに、フランスの農業界で論争的な諸論点にかんする著者の鋭くかつ注意深いコメントが随所にみられるのである。西ヨーロッパ農業が日本農業とある面で共通する諸問題に直面しているだけに、それは興味あるものといえよう。

## 二

まず本書の構成をごく簡単にみよう。

全体が四部に分かれるが、第一部は「全貌」というタイトルのもとに、(1)概観、(2)多様性、(3)関連産業、(4)農村社会、(5)五年間の進歩と諸問題、の五章からなる。本文全体の半分近い頁数(本文二二七頁のうち九四頁)がそれにあてられ、フランス農業の全体的イメージが提示される。多くの統計資料を加工し、かつ諸事実を手際よく整理しつつ、明快な分析がなされている。しかもそれが過度のシェーマ化と内容の希薄化をもたらすことなく、みごとなバランスを維持しているのは、さすがに

大家の作品との感をつよくする。

第二部は「不十分または不適正にしか利用されていない潜在的发展可能性」というタイトルのもとに、(6)土地と人的資源、(7)農村空間の不適性利用、の二章において、フランス農業の戦後三〇年間の著しい発展にもかかわらずなお存在する後進性、それと表裏の関係にある发展可能性、さらに農村空間の適正利用という政策的諸課題を論じている。

ただ第二部はその課題の大きい割には、わずか二七頁の紙面しか割り当てられていない。

その内容は他のEC諸国との対比においてフランス農業の集約性と生産性の相対的水準を確認することを通じて、発展の可能性と必要性を主張するにある。現在でもフランスにおいては、生産性の向上と競争力の強化を通じて農産物の輸出の振興を図ることが重要な政策目標とされており、例えば現在施行中の第七次計画では、一九八〇年の「農産物・食料品」の純輸出額の目標値が二〇〇億フランとされ、これまでの最高水準たる一九七四年の約一〇〇億フランの二倍の高水準に定められている。このように農業生産の量的発展は今日の政策目標でもあり、これを可能にする潜在能力の存在はしばしば主張されるおなじみの命題である。

第二部はかかる分野に一定の吟味を加え、政策目標としての

正当性を論じているわけである。

第三部は「問題解決の試み」というタイトルのもとに次の六章を含んでいる。(8)農業者の行動、(9)国の行動、(10)土地問題と人口問題、(11)土地および人口にかんする政策、(12)農業の資金問題、(13)ECにおけるフランス農業、以上である。

七〇頁にわたるこの第三部は、フランス農業政策における現在の主要問題を取り扱っており、とくに土地と労働力さらに資金問題にかかわる構造問題、そしてECとの関連におけるフランス農業の位置づけは、問題自体の重要性からも、最も興味のもたれる部分である。これらについては後にやや立ち入ってみよう。

第四部は「曲り角、今日の問題と明日の問題」というタイトルで、「将来への展望」が簡潔に提示されている。

以上のような構成をもつ本書のうちから、第三部の構造問題およびECとの関連、第四部の展望の三点を取り上げて以下検討することしよう。

### 三

クラッツマンは、土地問題と労働力問題とを相互に関連しあうものとして位置づけている。経営規模拡大のための土地取得の可能性は農業人口の減少に依存するし、他面農業人口の減少

がもつばら若年者の補充の低下による場合、規模拡大がすすんでも、農業担い手層の老齢化という形で問題が残される危険性を指摘するのである。

この最後の点は著者がとくに強調するところである。それはわが国の場合にも類似していて興味がもたれるので、やや立ち入れば次のように述べている。

「現在、農業者の息子達の約四分の一が最終的に農業にとどまっている。このことは一世代たてば重大な結果をもたらすおそれがある。農業就業人口の年減少率が四％であるのはたしかに高すぎるとは思われないが、この減少がもつばら若年者の農業への非参入によって生じる場合、二〇ないし三〇年後には若干の地域において、農業担い手層の老齢化と不足という危険に直面するおそれがある」と<sup>(1)</sup>。

農業基本法の制定された一九六〇年頃は、農業就業人口の減少さえあればそれが構造改善に結びつくとの単純な考え方がつよかったが、一九七〇年代になると、農政自身も若年者の就農を促進しつつ、高齢者の離農を図るという世代別アプローチをとるにいたる。こうした背景のもとに、本書も農業者の補充問題を強調しているわけである<sup>(2)</sup>。

さて、土地問題については、いわゆる農村整備政策に属す農村土地利用規制の問題にも若干の紙面をさいているが、それは

省略しよう。農業自体の土地問題として、著者がとくに重視するのは、土地取得が農業者にもたらす著しい負担である。それはいろいろな形がありうる。土地をもつばら生産手段とみなす農業者は、土地購入より借地を望むであろうが、それにもかかわらず土地の取得のためには購入することを強いられる場合が少なくない。

また借地農は地主が当該借地を売りに出す場合、新たな地主による土地取り上げを心配して、それを購入するにいたることが少なくない。ともあれ土地購入が最近の農地価格の上昇のもとで、農業者にとってますます大きな負担になっているという。

土地価格上昇の原因については、多くのフランス人研究者と同様に、土地の限界生産性の高いことを第一にあげる。「三〇ヘクタールの経営者は通常さらに数ヘクタールの追加的面積を耕作しうるだけの設備を一般にもっているので、この数ヘクタールの土地を得ることはきわめて有利である。経済学的にいえば、土地の純限界生産性が高く、このため高価格を支払<sup>(3)</sup>うる」。しかし多くの農業者にとって、土地はたんなる生産手段ではなく、家産の一要素であり、現在のインフレーションのもとで、有利な投資対象とみなされていることを指摘している。

このような状況に対処すべき農地政策として、既存のSAFER（農場改善農村整備会社）という土地市場への介入機関の

役割が検討されるが、それが果たす積極面を評価しつつも、全国的に一貫した政策方針がSAFERに与えられていないこと、またSAFERは自作農主義のうえに立っているため借地農でありたいと望む農業者には何らの寄与をなしえないことなどの限界を指摘する。

他方、借地関係の発展を志向する政策としては、SAIF（土地投資農業会社）という自らは経営せず借地農に土地を貸与するだけの一種の土地所有会社があるが、これは今日失敗が明白になったという。この制度は投資の収益性よりも安定性に関心をもつような投資家の参加を前提とするが、かかる投資家への誘因が弱いことなどが失敗の原因とされる。

ほぼ同様の性格をもつGFA（農業土地組合）はSAIFとちがって法人投資家の参加がなく、また設立手続きが簡単であるが、これもあまり発展がみられないという。ただ、共同相続人たちが相続財産としての経営用地の分割をさけるために設立する「家族的GFA」の存在が指摘されている。ともあれ、土地政策についてその効果と限界、その困難性が注意深く検討されているのである。

注(一) J. Klatzmann, *op. cit.*, p. 166.

(二) フランスの農業就業人口の減少にみられる特徴については、拙稿「フランスにおける農業就業人口減少の

メカニズム」(『農業総合研究』第三一卷第二号所収)を、また最近のフランスの農業構造政策の動向については、拙稿「フランスの農業政策」(『農業構造問題研究』一九七九年第一号所収)を参照されたい。

(3) J. Klatzmann, *op. cit.*, pp. 157-159.

#### 四

上述のような構造上の問題を抱えつつも、フランスはヨーロッパ最大の農業国であり、温帯農産物については輸出国としての発展をみてきた。しかもそれがECの枠組みのもとに可能とされたことは周知のところであらう。

EC市場はフランス農業に対して生産と輸出の拡大の機会を与えたが、他面ECは労働力と資本の自由化を通じて他の加盟国農業者のフランスへの流入、そしてこれらによる土地と経営の取得への道を開いた。土地価格はフランスでは他のEC諸国に比べ相対的に安いので、そのことはフランス農民に少なからず危惧の念を与えているが、これまでのところ外国人が土地市場を攪乱するにいたってはいないという。

ともあれ、一九五〇年代には農産物の純輸入国であったフランスが今日アメリカにつぐ世界第二または第三の農産物輸出国になった事実が、対ECとの関連において確認されるのである。

#### 書評 J・クラッツマン『フランス農業論』

ただ、ECにおけるフランス農業の位置づけおよびその将来への展望については、フランスのいわばナショナル・インタレストをかなり強く反映した見解が出されているのには、驚かされよう。第二部で示されたフランス農業の相対的な後進性とその反面としての潜在的発展可能性を前提にすると、ECにおけるフランス農業の比較優位性は、農業の域内分業が経済的合理性の追求の結果としてすすめばすすむほどさらに強化されるとの認識が示される。そしてECが域内の自由貿易の実現による最適の分業体制を追求するとの前提のうえに、ドイツやイタリアのような国に比べて、フランスで農業生産のより高度の発展が進められるのは、経済合理的観点から望ましいとされる。

かかる論理の帰結として、農産物過剰についても次のような指摘がなされる。「ドイツ人たちが、フランスの過剰農産物を低価格で輸出するために、輸出補助の制度を通じて、負担をしなければならぬという言い方をするのは間違いである。こうした輸出によって処理されている過剰は、実は間接的ながら、ドイツじしんの過剰である」<sup>(1)</sup>。というのは、フランスに比べるとドイツの農業生産が効率性に劣るからである。

こうした見解は、たしかに共同市場の本来の性格にもとづく論理的な帰結といえよう。しかし、現実のEC農業における各国の立場は、かかる経済的論理に単純に従ったものでないこと

も事実である。各国のナショナル・インタレストの対立という観点からのEC農業問題の分析がかなり希薄であり、ここに農業国フランスの立場にたつ著者の視点の限界をみることができるようになると思われる。

注(一) J. Klatzmann, *op. cit.*, p. 195.

## 五

この著書がその時論的性格からも「将来への展望」をもつて締めくくられているのはやはり自然の成り行きであつたといえよう。それはまた新たな基本法の論議が行われている今日のフランス農業界の関心に応えるはずのものと思われる。

著者は短期および中期の展望と長期のそれを区別するが、前者は五〜一〇年程度、後者は西暦二〇〇〇年ないしそれ以降を考えている。短・中期的には、最近の経済不況との関連が基本的視点となっており、食糧需要、雇用情勢と農業の潜在失業、インフレーションと農業所得などの諸側面を見定めつつ、世界市場における不確実性と変動が著しくなることとあいまって、農業者にとっての不安材料が多く、不確実性の時代に入っていることを指摘する。

こうした指摘はむろん目新しいことではない。本書における著者の力点はむしろ長期の展望にある。従来のように農業にお

ける労働生産性の急速な上昇の結果として、農業労働力と農産物の過剰が形成される時代が終わって、今世紀末またはそれより若干遅れるかもしれないが、フランス農業は新たな局面に入るであろうという。その場合、生態学的な要請と世界食糧問題とが新局面を必然にする基本的要因とみなされている。

生態学的要請から、従来の専門化傾向から、経営複合化をめざす方向への転換が追求されるかもしれず、そこに労働生産性の上昇テンポの鈍化、したがって農業就業人口の減少率の低下が生じる可能性がある。また世界食糧問題への対応とECにおける域内分業の追求の中に、フランス農業の潜在的発展能力がいつそう開花する可能性をみようとする。さらに都市化の進展についても、二次および三次部門の地方分散によって農村人口の維持が可能となるという。

かかる長期の展望を著者は自ら「楽観的」とみなし、かかる楽観主義の挫折の危険をも指摘する。しかし、楽観的な展望にもチャンスがあること、それは一方でフランスの国民的意思と他方では将来の世界的な諸情勢に依存しているというわけである。

みられる通り、それは過去のトレンドの延長線上に描かれた未来図ではない。見かけ上の客観主義さえ投げ捨て、いわば社会的願望にそって大胆に提示した未来図ともいうべきものにな

っている。その主観主義を批判することは容易であるが、しかしいまや二〇年後に近づいた二一世紀への長期的展望がたんなる過去のトレンドの延長によって描けないことも確かである。

クラッツマンにおける短・中期の展望と長期のそれとの著しい分裂はある意味で今日のヨーロッパの農業論の状況を象徴的に示しているともいえよう。いわゆる客観主義的な未来論の限界に対する反省がとりわけ今日のような転換期においては強く意識されるとともに、未来論における社会的主体性の役割への評価が高まらざるをえないからである。ともあれ、いまや世紀末を迎えたヨーロッパの知識人のある姿勢をそこに感じとることができるようになる。